

上信越高原国立公園の 再編成等について

上信越高原国立公園西部地域の概要

自然

- 火山・非火山が混在し、標高1,900～2,400m程の起伏の大きい山地景観。
- 高標高地にはハイマツや雪田草原、その下部にはシラビソ等の針葉樹
- ブナの自然林、ミズナラ、シラカバなどの広葉樹、カラマツの植林地
- ライチョウの国内北限生息地。イヌワシ、クマタカなど希少猛禽類も生息。

文化

- 戸隠神社を始めとする、古くからの山岳信仰の地。
- 野尻湖はナウマンゾウの化石が発掘されることで有名。

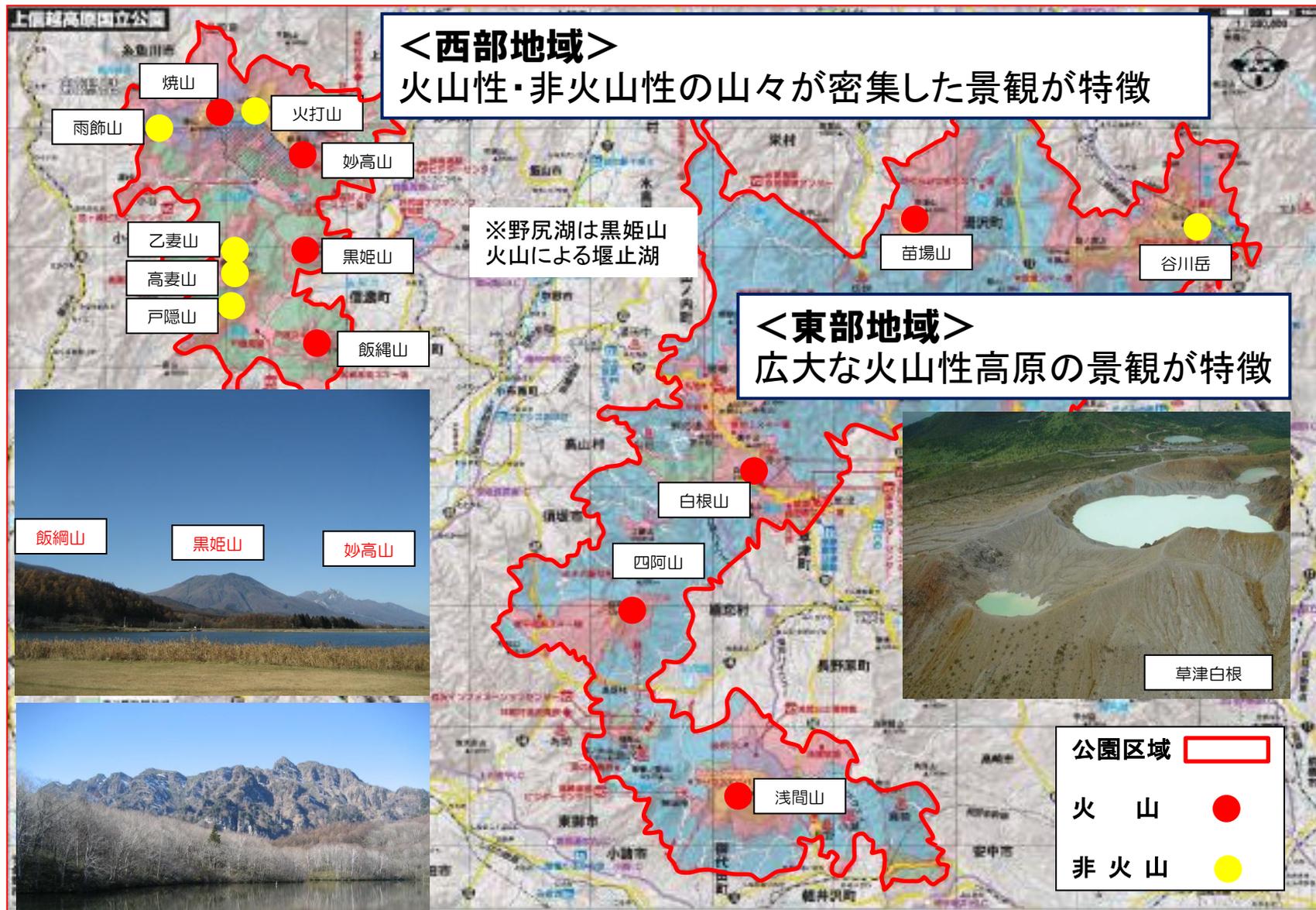
利用の概況

- スキー利用の衰退とともに、平成3年頃をピークに利用者数は減少
近年は登山やトレッキングなどグリーンシーズンの利用者が増加傾向
- 糸魚川地域は日本で初めての世界ジオパーク登録

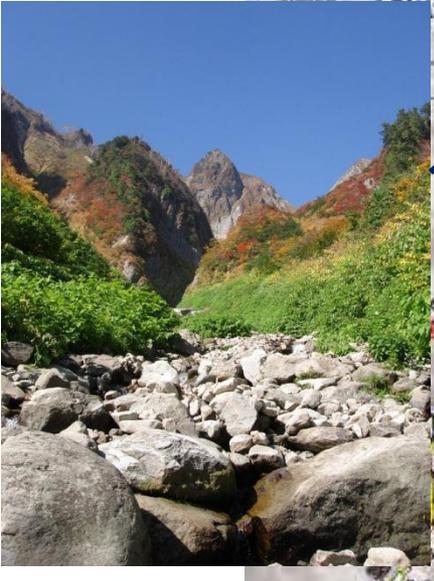
関係市町村

- 新潟県糸魚川市、妙高市、長野県長野市、信濃町、飯綱町、小谷村

上信越高原国立公園西部地域と東部地域の景観的な違い



上信越高原国立公園西部地域 保護規制計画

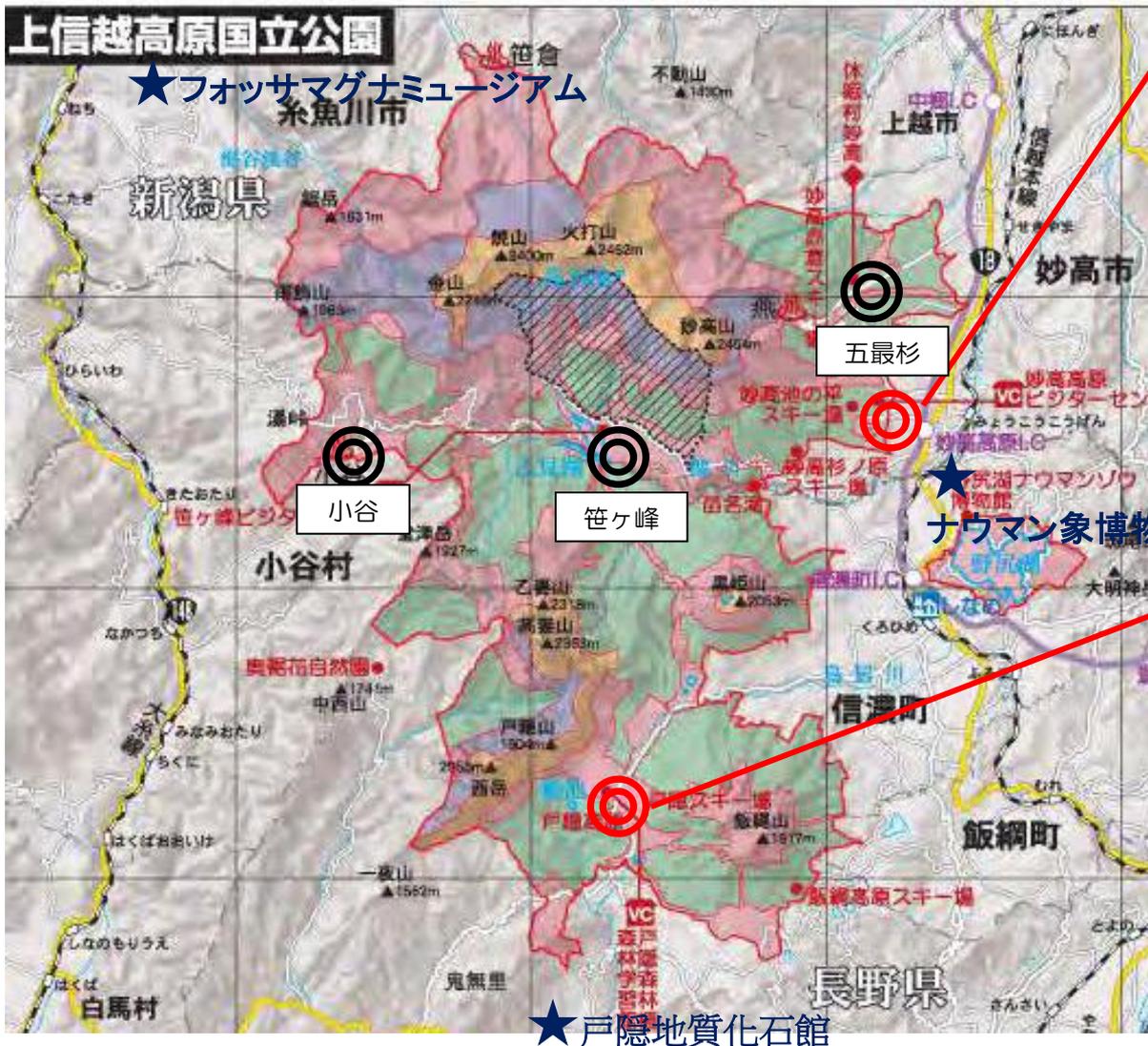


利用施設計画の変更（利用拠点の整備）

いもり池集団施設地区（新規）
: 博物展示施設、園地、歩道、休憩所



戸隠集団施設地区（新規）
: 宿舎、駐車場、園地、歩道



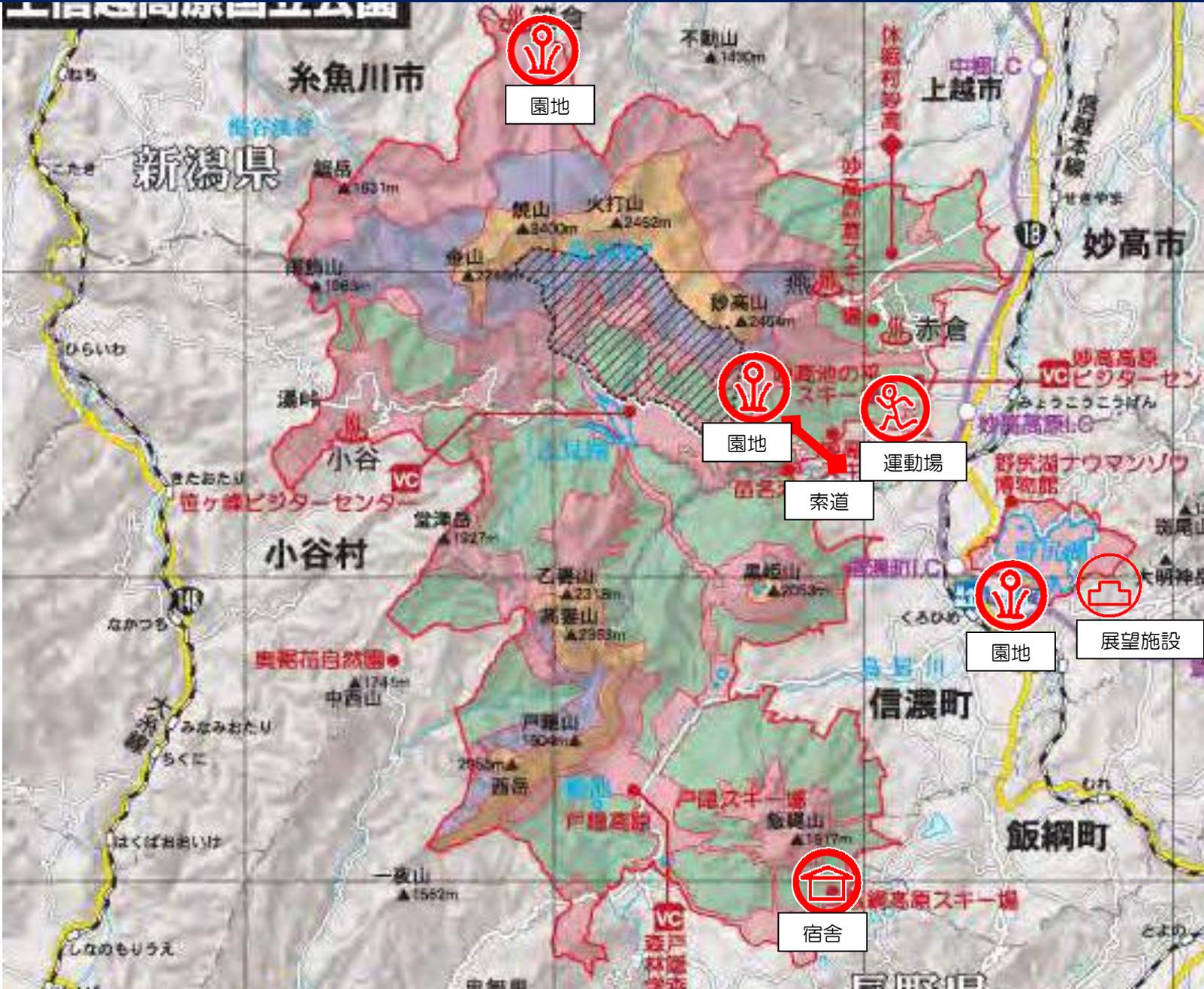
★ 戸隠地質化石館

利用施設計画の変更(中部北陸自然歩道の路線変更)



■ 国立公園内外をつなぎ、地域の魅力をつなぐ長距離自然歩道を整備することにより、新しい利用を推進。

利用施設計画の変更(単独施設(追加))



新国立公園の管理体制構築について

(背景)

- ・分離独立後の新国立公園は、2県6市町村にまたがり、現在のそれぞれの地域ごとに地域資源の保全や利活用の取組は様々
- ・新国立公園において、国立公園の保全と利活用をより効果的に進めるためには、地域で将来像(ビジョン)を共有し、地域の実情にあった広域的な管理体制の構築を行うことが重要

(目的)

多様な主体の参画による広域的な管理・調整を行う組織として「**新国立公園連絡協議会(仮称)**」を設置し、**国立公園全体のビジョンの策定、行動計画の整理と各主体の役割分担**を行うことで、より質の高い国立公園管理を実践



【今後のスケジュール】

- 平成26～27年度:新国立公園のビジョン・管理体制のあり方について検討
- 平成27年度末(予定) 新国立公園連絡協議会の設置

中央環境審議会委員の視察

■ 視察の様子

実施結果：参考資料3-11



戸隠奥社参道



妙高高原VC



野尻湖からの黒姫山



鎌池



鏡池からの戸隠山

新しい国立公園の名称

■新国立公園名称(案)(地域からの提案) 資料3-8

- 一 信越高原国立公園
- 一 妙高黒姫戸隠高原国立公園
- 一 妙高戸隠国立公園

■新国立公園名称に係る要望・意見及び会議について 資料3-9

■パブリックコメント(名称に対する意見44件)

参考資料3-10

②谷川地域の公園区域及び公園計画の全面的見直し(再検討)

■谷川地域の概要

自然

- 非火山性の構造山地。
- 標高は2,000m程度だが、高山的でアルプス的景観(急峻な岩壁と露岩地)
- 高山低木群落・風衝草原などの高山植生。その下にはブナ林。
- 岩場がイヌワシの繁殖地

文化

- 豊かな自然景観のなかに、多くの温泉地。
- 法師温泉は、与謝野晶子や川端康成などの文人に親しまれた。

利用の概況

- 登山、自然探勝。
- 近年は、ラフティングやキャニオニングなどのアウトドアスポーツ利用が増加。
- 谷川岳エコツーリズム推進全体構想の認定(平成24年)

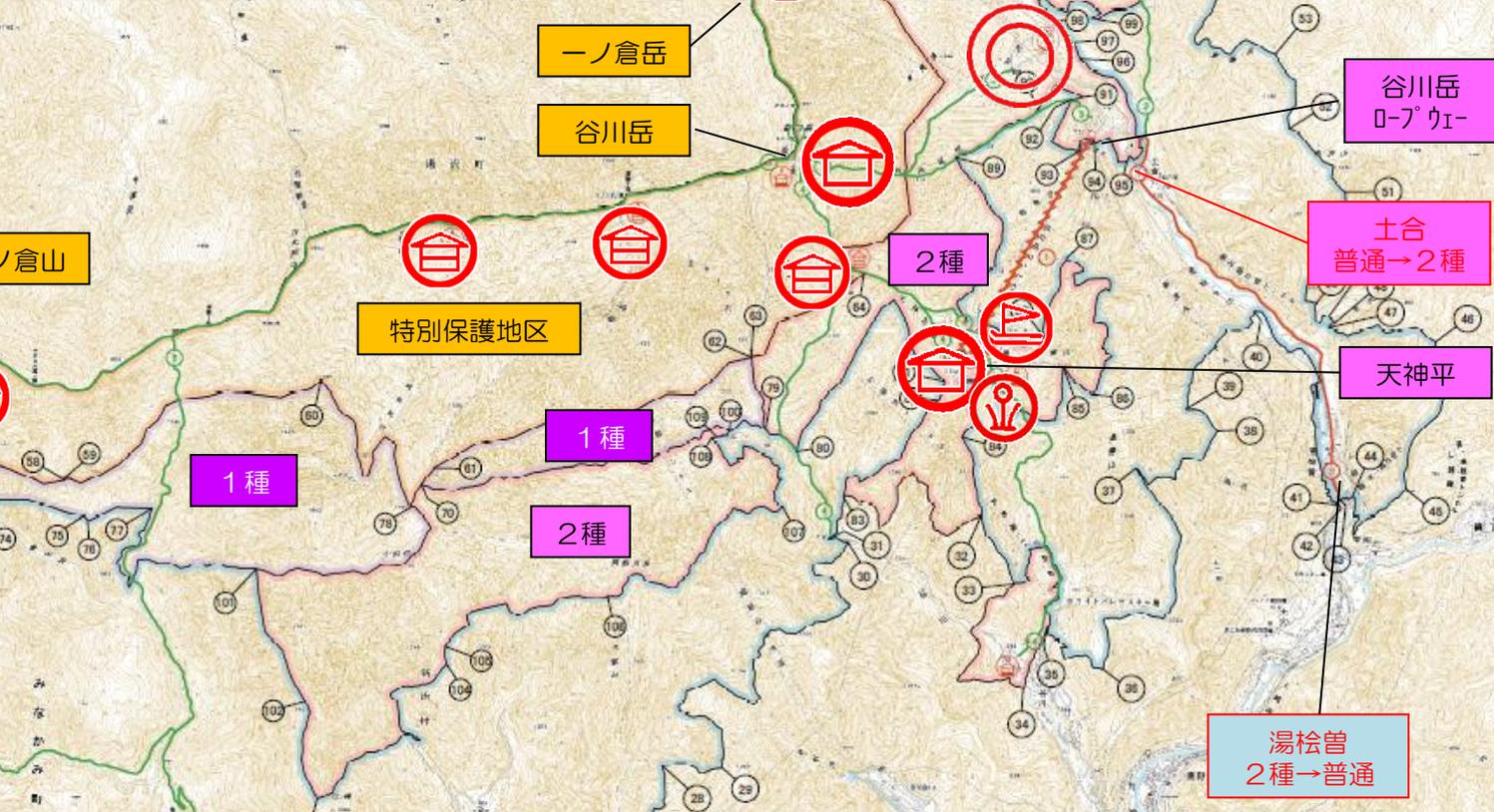
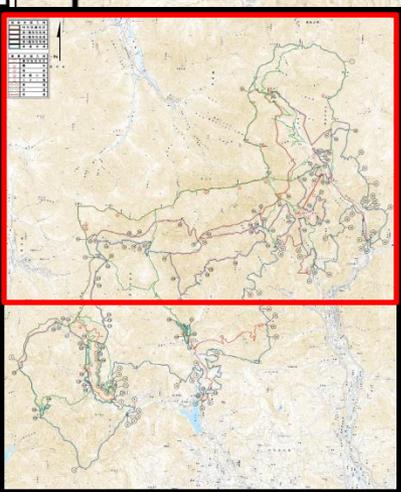
産業

- 温泉やアウトドアを中心とした観光業に就業者の7割が従事。

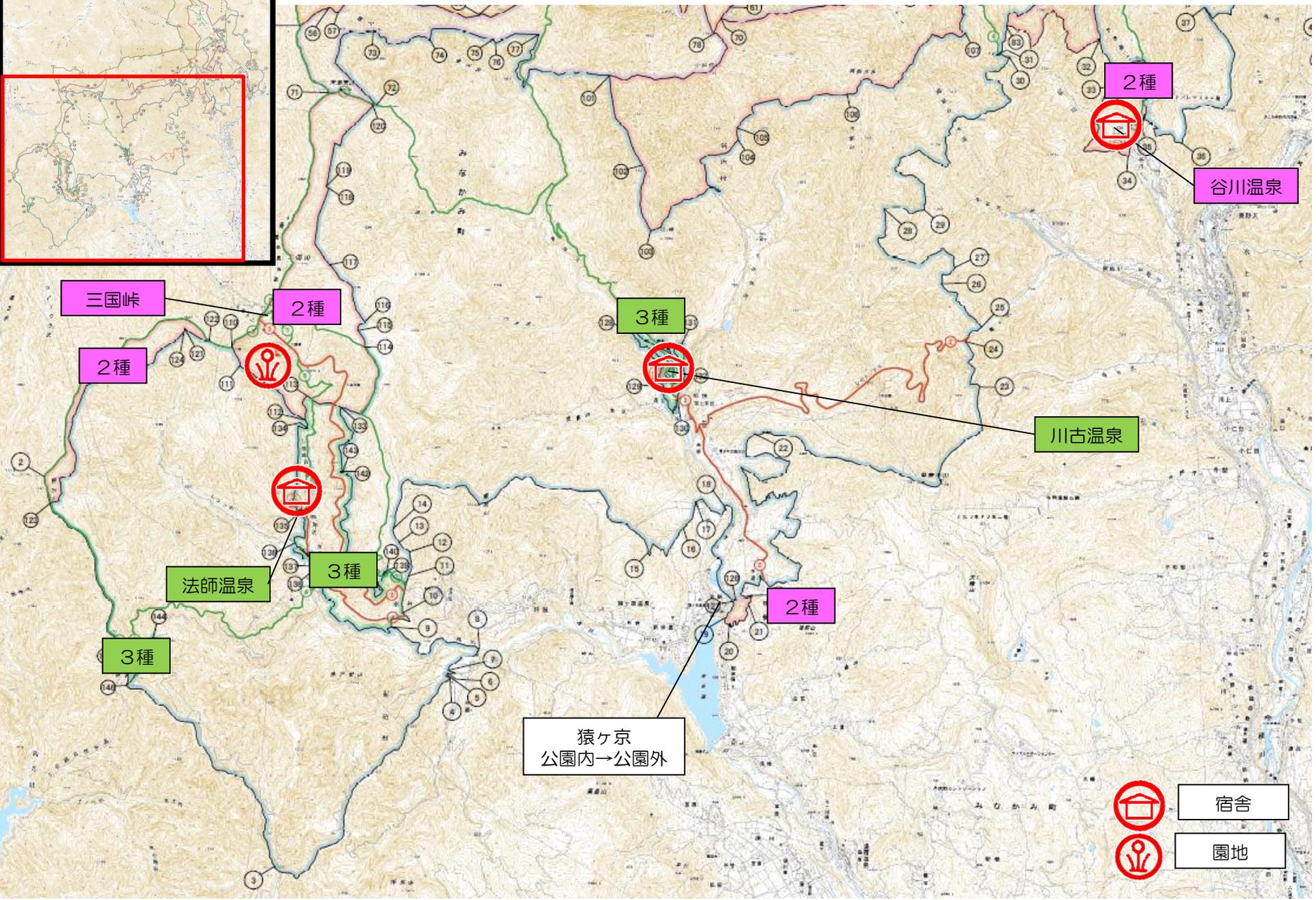
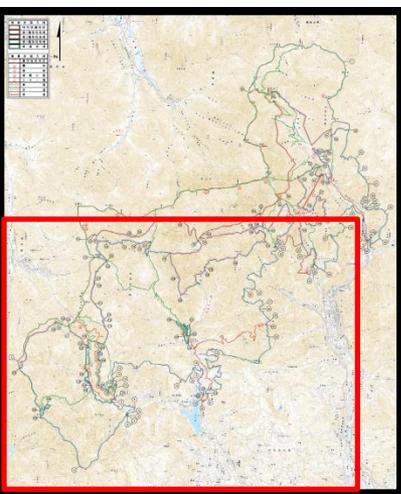
関係市町村

群馬県みなかみ町

保護規制計画・利用施設計画①

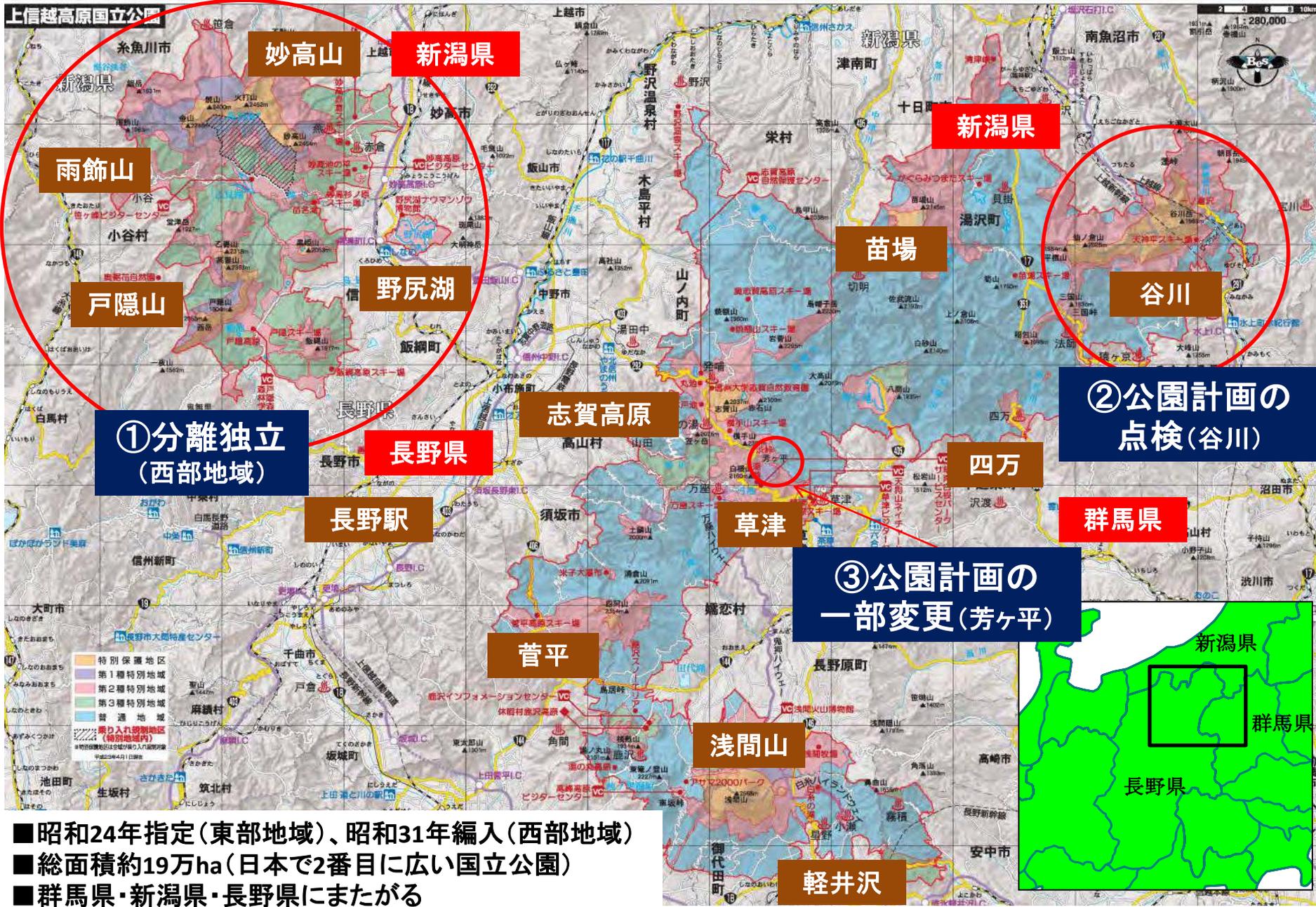


保護規制計画・利用施設計画②



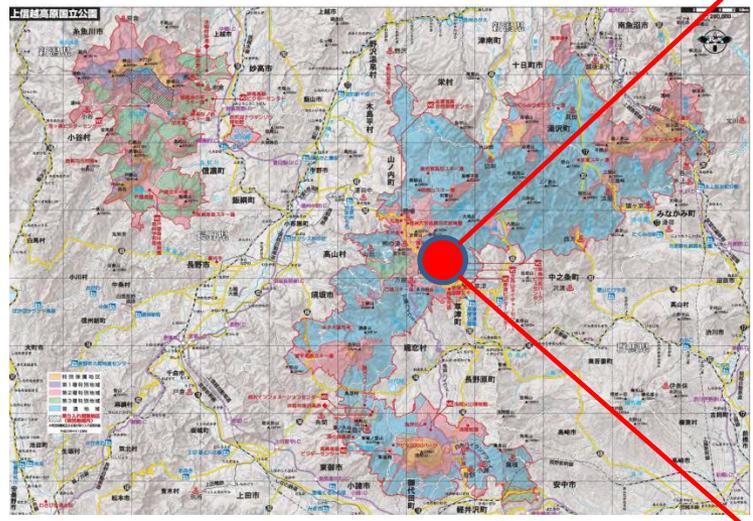
-  宿舎
-  園地

上信越高原国立公園諮問案件



- 昭和24年指定(東部地域)、昭和31年編入(西部地域)
- 総面積約19万ha(日本で2番目に広い国立公園)
- 群馬県・新潟県・長野県にまたがる

③草津・万座・浅間地域の公園計画の一部変更



- モリアオガエル(日本固有種)の高標高生息地
- ホソカワモズク(絶滅危惧Ⅱ類)などの希少種が生育
- 火山活動の影響を受けた湿地群
- 国内最大規模のチャツボミゴケの群生地

※中之条町の調査



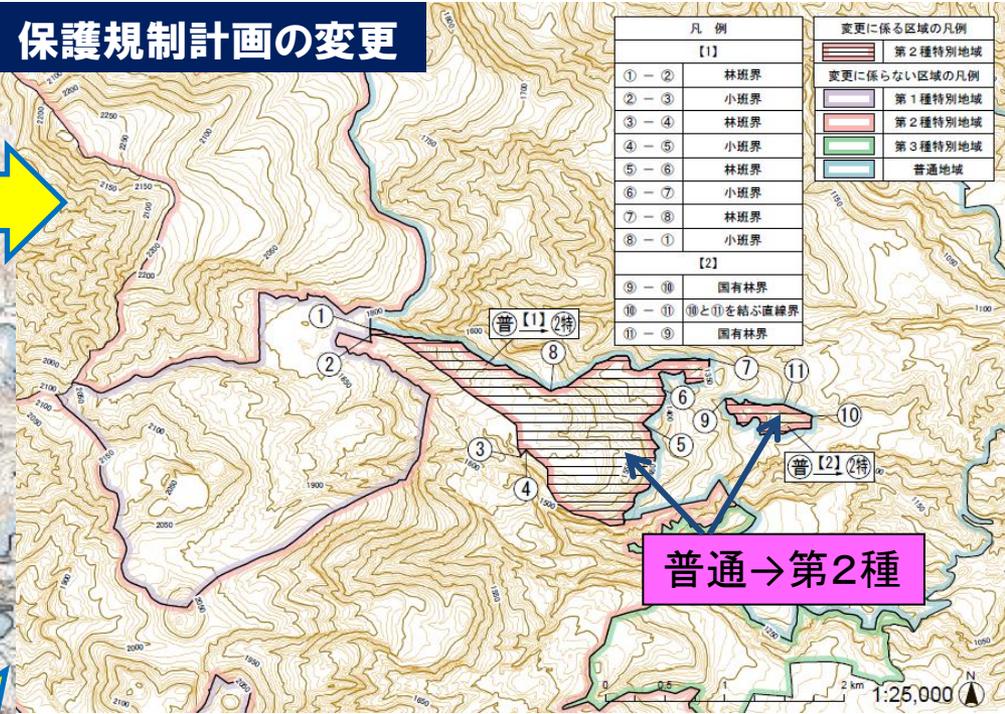
**良好な風致を有する
地域の保全を強化**



保護規制計画の変更

凡例	
[1] 変更に係る区域の凡例	
	第2種特別地域
[2] 変更に係らない区域の凡例	
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
[1] 林班界	
② - ③ 小班界	
③ - ④ 林班界	
④ - ⑤ 小班界	
⑤ - ⑥ 林班界	
⑥ - ⑦ 小班界	
⑦ - ⑧ 林班界	
⑧ - ① 小班界	
[2] 国界	
⑨ - ⑩ 国界	
⑩ - ⑪ ⑩と⑪を結ぶ直線界	
⑪ - ⑨ 国界	

公園計画の変更箇所



利用施設計画の変更

園地の追加

歩道計画の追加



■ チャツボミゴケ自生地 (写真: 中之条町)

凡例	
	園地
	歩道